

全国のカヌーイストの集い 第27回 あわらカップカヌーポロ大会 ~ 2016 Club Team Challenge ~

部門	とき	参加費
ジュニア大会 小学生の部 男子1部 小学生の部 男子2部 小学生の部 女子1部 小学生の部 女子2部 中学生の部	8月19日(金) 8時30分~	市内チーム 無料 市外チーム 1チーム8000円
一般大会 チャンピオンズリーグ チャレンジャーズリーグ トライアルリーグ ルーキーズリーグ レディーズリーグ	8月20日(土) 8月21日(日) 8時30分~	1人 3000円
ビギナーズマッチ (初心者交流大会)	8月21日(日) 8時~	1人 1500円



カヌーポロを愛する人たちが、全国から集まります。初心者から上級者まで、多くの皆さんの参加をお待ちしています。

ところ あわら市北潟湖
カヌーポロ競技場

チーム
監督1人、コーチ1人、マネージャー1人、選手8人以内で構成
* ビギナーズマッチのみ個人エントリー可能

申込み
【期限】7月14日(木)
申込書は、市のホームページからダウンロードできます。
あわらカップカヌーポロ大会実行委員会事務局 (スポーツ課内)
☎ 73-8043

農地の賃借料

平成27年1月から12月までの1年間における農地の賃借料の状況は次のとおりです。

この「賃借料情報」に拘束力はなく、あくまでも賃借料決定の参考として提供するものです。実際の貸し借りの際には、圃場条件などを踏まえた上で、当事者間の話し合いにより賃借料を決めていただくようお願いいたします。

問合せ 農業委員会事務局 (農林水産課内) ☎ 73-8024

農地の区分	賃借の状況 (10 aあたりの賃借料)
第1地域 重義・番田・田中々・堀江十楽・布目 轟木・新田・東善寺・谷島・上番・根上り・仏徳寺・中番・下番・玉木 河間・宮前公文・北本堂・角屋・中浜 新・古・坂ノ下・新用・馬場・北稲越 伊井・古屋石塚・桑原・清間・南稲越・河原井手・池口 南疋田・北疋田・次郎丸・御簾尾	全賃貸借件数 616筆 平均賃借料 15,437円 うち最高額 18,000円 うち最低額 7,750円
第2地域 舟津・二面・牛山・国影・井江殿・横垣 北潟東・北潟西・赤尾 矢地・菅野 中川・東田中・瓜生・北野・北・前谷・笹岡・熊坂・畝市野々・牛ノ谷 滝・青ノ木・宮谷・高塚・蓮ヶ浦・細呂木・指中・沢	全賃貸借件数 335筆 平均賃借料 11,481円 うち最高額 15,000円 うち最低額 3,937円
第3地域 浜坂・波松・城・番堂野 千束 下金屋・上野 東山・後山・清滝・鎌谷・柵・権世・権世市野々 山室・清王・山西方寺・柿原・山十楽・坂口・橋屋・樋山 吉崎	全賃貸借件数 174筆 平均賃借料 10,782円 うち最高額 13,000円 うち最低額 6,000円
畑 坂井北部丘陵地	全賃貸借件数 267筆 平均賃借料 9,521円 うち最高額 15,000円 うち最低額 2,693円

* 使用貸借など、特別な事情による貸借または地域の平均と比較して著しく高額な賃借料は除外しています。
* 賃借料に用水費などの負担を含めるかどうかは統一されていません。双方の協議により決めてください。

定期的ながん検診を受けましょう!



日本人の主要な死因の第1位は「がん」です。2人に1人が「がん」になるといわれています。しかし、最近では、医療技術の進歩により「治るがん」も増えていきます。特に「胃がん」「肺がん」「大腸がん」「子宮頸がん」「乳がん」は早期発見・早期治療で完治の確率が高くなっています。

自分の健康状態を確認するためにも、定期的ながん検診を受けましょう。受診の方法には、各公民館や保健センターで受診する集団検診と県内の指定医療機関で受診する個別検診があります。

▼がん検診受診券を利用しよう!
40~75歳の対象者には、5月にがん検診受診券を送付しています。
市が費用の7割程度を補助しますので、負担が軽くなります。ぜひご利用ください。

あわら市国民健康保険加入の皆さまへ

問合せ 健康長寿課 ☎ 73-8023

対象 国民健康保険に加入の40歳から74歳の人で、平成27年4月以降に受診した人
市民課 ☎ 73-8015

職場で受けた健診や人間ドックの結果を提出いただくと、特定健診受診率に反映することができます。受診率向上のため、ご協力をお願いします。

▼無料クーポン券を利用しよう
次の対象者には、子宮頸がん・乳がん検診が無料で受けられるクーポン券を5月に送付しています。

無料クーポン券送付対象者
(年齢は4月1日現在)
子宮頸がん検診
20歳~39歳の女性
*平成27年度未受診者に限る。
乳がん検診
40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の女性

国民年金のお知らせ / 国民健康保険税の課税限度額改正

区分	所得金額
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
若年納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

▼保険料の免除および猶予制度
経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合に、本人の申請により、保険料の納付が免除または猶予される制度です。保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態では、障害基礎年金や死亡となった場合、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられないことがあります。

対象期間 申請日から過去2年1カ月の未納分

要件 本人、配偶者および世帯主(猶予の場合は本人および配偶者)の前年所得合計が次の金額以下であること
* 所得の申告をしている必要があります。
* 猶予が認められるのは30歳未満に限りません。

平成28年度国民健康保険税の課税限度額改正
国民健康保険税負担の公平性を確保するため、地方税法施行令の改正により、課税限度額(上限額)が改正されました。

課税限度額	27年度	28年度
医療分	52万円	54万円
後期高齢者支援金分	17万円	19万円
介護分	16万円	16万円

問合せ 税務課 ☎ 73-8011

▼お得な付加年金
毎月の保険料に付加保険料(月額400円)を追加で納付すると、年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金額(年額)
= 200円 × 付加保険料納付月数

付加保険料を10年間納付した場合は、付加年金2万4000円(年額)が老齢基礎年金に上乗せされます。つまり、年金を2年以上受け取れば、納めた付加保険料分より多くもらえるため大変お得です。

対象 第1号被保険者および任意加入被保険者(国民年金基金に加入している人を除く。)
申込み 印鑑をご持参ください。
市民課 ☎ 73-8015